



栃木県公報

平成28年
4月1日(金)
号外
第33号

目次

選挙管理委員会

- 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙の期日等…………… 1
- 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任…………… 1
- 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙長の事務を行う場所…………… 1
- 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙会の場所及び日時…………… 1
- 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期日…………… 2
- 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙公報掲載文の掲載申請期限…………… 2
- 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時…………… 2
- 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時…………… 2

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第18号

栃木県議会議員（矢板市選挙区）に欠員が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項及び第34条第1項の規定により、栃木県議会議員の補欠選挙を次により行う。

平成28年4月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 選挙の期日 平成28年4月10日
- 2 選挙すべき議員の数 1人
- 3 選挙区 矢板市選挙区

栃木県選挙管理委員会告示第19号

平成28年4月10日執行の栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成28年4月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙選挙長
 栃木県宇都宮市駒生1丁目22番27号 小林 恒 夫
 栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙選挙長職務代理者
 栃木県芳賀郡芳賀町大字与能1711番地2 荒井 一 浩

栃木県選挙管理委員会告示第20号

平成28年4月10日執行の栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙長の事務は、4月1日は栃木県塩谷庁舎において、このほかは栃木県庁において行う。

平成28年4月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県選挙管理委員会告示第21号

平成28年4月10日執行の栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙会は、次により行う。

平成28年4月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 平成28年4月12日 午後2時

栃木県選挙管理委員会告示第22号

平成28年4月10日執行の栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙において、栃木県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年栃木県条例第26号）第1条第1項の規定によるポスター掲示場には、平成28年4月1日から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる。

平成28年4月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

栃木県選挙管理委員会告示第23号

平成28年4月10日執行の栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙において、栃木県議会議員選挙の選挙公報の発行に関する条例（昭和42年栃木県条例第14号）第3条の規定により候補者が選挙公報掲載文の申請をする期限は、平成28年4月1日とする。

平成28年4月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

栃木県選挙管理委員会告示第24号

平成28年4月10日執行の栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行う。

平成28年4月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 平成28年4月1日 午後6時

栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙選挙長告示第1号

平成28年4月10日執行の栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次により行う。

平成28年4月1日

栃木県議会議員（矢板市選挙区）補欠選挙選挙長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 平成28年4月7日 午後6時
